

2021年度
関西学院大学ロースクール
D日程

一般入試（法学既修者）

刑 法 問 題

《 1 5 : 3 0 ~ 1 6 : 5 0 》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【刑 法 問 題】

次の文章を読んで、〔設問〕に答えなさい。

(1) Xは、M県の公務員であるが、N地方事務所の総務課建築係として勤務し、一般建築に関する建築申請書類の審査、建築物の現場審査ならびに住宅金融公庫からの融資によって建築される住宅（以下「融資住宅」という。）の建築設計審査、建築進行状況の審査およびこれらに関する文書の起案等の職務を担当していた。

(2) 融資住宅に対する融資は、建築の進行の程度に応じ4回に分けて貸付けられるものであった。その流れとしては、

- ① 融資申込者が、現場審査申請書3通を地方事務所に提出して建築進行程度の審査証明を申請する、
- ② 地方事務所建築係が①の申請に基づき、建築現場を实地審査のうえ建築の進行状況の判定の結果を①の申請書に記載して、これを地方事務所長に提出する、
- ③ 地方事務所長は②の判定の記載に基づき、①の申請書の末尾に審査の結果合格と認める旨記載し、その1通を地方事務所に備え付け、1通を融資機関に、1通を県の土木部建築課に送付する、
- ④ 融資機関はその審査合格書に基づいて融資申込者に所定の金額を融資する、というものであった。

(3) Xは、友人のYと食事をしている際に、Yの会社の経営が悪化し、資金繰りに困っていることを相談された。Yは、自身の名義で住宅金融公庫より融資を受け、N地方事務所の管轄地域内に住宅1棟を建築する予定であった。そこで、XとYは、Xが建築係として上記仕事を担当していることを利用し、Yの住宅がまだ着工しておらず、また建築進行状況に対して審査をなした事実もないにもかかわらず、これを秘匿して融資金額を詐取しようと計画し、共謀した。

(4) 某年2月20日、Xは、N地方事務所内において、Yが作成した1月16日付現場審査申請書に、審査職員氏名欄に自己の職・氏名の記名と押印をしたうえで、建前完了と認めた旨の虚偽の報告記載をした。そして、行使の目的をもって、事情を知らない同地方事務所長Aにそれを提出した。Aは、職務上同人名義をもって作成すべき合格と認める旨の記名捺印ある同日付の、内容虚偽の審査合格書3通を作成させた。

〔設問〕

この事例における、XおよびYの罪責について論じなさい(特別法違反は除く。)

2021 年度入学試験 出題趣旨・解説・講評

【D 日程：刑法】

《出題趣旨・解説》

本問は、虚偽公文書作成罪の間接正犯の成否を問うものである。公文書の作成権限を有する公務員以外の者が、作成権限を有する情を知らない公務員を利用して、公文書に不実の記載をさせた場合（間接無形偽造）に、虚偽公文書作成罪（刑法156条）の間接正犯が成立するかを、検討してほしい。

本問は、最判昭和32年10月4日刑集11巻10号2464頁（百選II91）を参考にしたものである。同判決は、地方事務所の建築係として一般建築に関する建築申請書類の審査、建築物の現場審査並びに住宅金融公庫よりの融資により建築される住宅の建築設計審査、建築進行状況の審査及びこれらに関する文書の起案等の職務を担当していた被告人に、「刑法一五六条の虚偽公文書作成罪は、公文書の作成権限者たる公務員を主体とする身分犯ではあるが、作成権限者たる公務員の職務を補佐して公文書の起案を担当する職員が、その地位を利用し行使の目的をもってその職務上起案を担当する文書につき内容虚偽のものを起案し、これを情を知らない右上司に提出し上司をして右起案文書の内容を真実なものと誤信して署名若しくは記名、捺印せしめ、もって内容虚偽の公文書を作らせた場合の如きも、なお、虚偽公文書作成罪の間接正犯の成立あるものと解すべきである。けだし、この場合においては、右職員は、その職務に関し内容虚偽の文書を起案し情を知らない作成権限者たる公務員を利用して虚偽の公文書を完成したものとみるを相当とするからである」として、虚偽公文書作成罪の成立を認めている。

刑法156条は主体が公務員であるが、「その職務に関し」とあるため、この要件を充たす公務員でなければならないと解されている。そのため、本問のXに罪責を検討するうえでは、その点にも触れてほしい。

さて、学説上、本罪が公務員を主体とする身分犯であることから、私人については本罪の間接正犯は成立しないと考える見解が多い。他方、私人が主体であっても虚偽公文書作成罪の間接正犯が成立するという見解もある。この点で、最判昭和27年12月25日刑集6巻12号1387頁は、「刑法は、いわゆる無形偽造については公文書のみに限ってこれを処罰し、一般私文書の無形偽造を認めないばかりでなく、公文書の無形偽造についても同法一五六条の他に特に公務員に対し虚偽の申立を為し、権利義務に関する公正証書の原本又は免状、鑑札若しくは旅券に不実の記載を為さしめたときに限り同法一五七条の処罰規定を設け、しかも右一五六条の場合の刑よりも著しく軽く罰しているに過ぎない点から見ると公務員でない者が虚偽の公文書偽造の

間接正犯であるときは同法一五七条の場合の外これを処罰しない趣旨と解するのを相当とする。」として、私人による虚偽公文書作成罪の間接正犯を否定している。もっとも、本問は私人が単独で行った場合でなく、公務員と共謀して行われたものである。そのため、本判決の射程外として、Yを刑法65条1項により、Xとの共同正犯を認める余地もあるかもしれない。

以上のことに触れつつ、虚偽公文書作成罪の成立要件を適切に検討してほしい。

《講評》

答案では、少数ながら、虚偽公文書作成罪に気がついていないものも見受けられた。そして、虚偽公文書作成罪の間接正犯に触れることなく、Xに同罪を認める答案もいくつか見られた。また、私人による虚偽公文書作成罪の間接正犯の検討はされていたものの、その根拠・理由づけをほとんど示すことがない答案が少数ながら見られた。

以上